

岩手県告示第153号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第613号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和7年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手郡雫石町西安庭地内
- 2 実施した期間 令和6年11月20日から令和7年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量